

農家民宿関係の規制緩和

1. 全国における規制緩和

- ① 農林漁家が民宿を営む場合の旅館業法上の面積要件の撤廃(H15)
→「農林漁業者又は農林漁業者以外の者がその居宅で営む」に改正(H28)
→「農林漁業体験民宿業に係る施設」に改正(H30)

簡易宿所の民宿を開業する場合、33㎡以上の客室面積(宿泊定員×3.3㎡)が必要

33㎡(宿泊定員×3.3㎡)に満たない客室面積でも、簡易宿所営業の許可を得ることが可能

- ② 農家民宿が行う送迎輸送等を道路運送法の許可対象外として明確化(H15、H23改正)

宿泊者に対する送迎等が「白タク営業」にあたるのでは？

宿泊サービスの一環として行う送迎輸送やその一環として行う周遊案内は原則として許可対象外であり、道路運送法上の問題はない。

- ③ 農家民宿が行う農業体験サービスを旅行業法の対象外として明確化(H15)

農家民宿が行う体験ツアーの販売・広告は、旅行業法に抵触するのでは？

農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービスに農業体験を付加して販売・広告することは、旅行業法に抵触しない。

- ④ 農家民宿における消防法の消防用設備等の設置基準の柔軟な対応(H16、H19改正)
→一般住宅を宿泊施設等に活用する場合に改正(農家民宿に限らない)(H29)

農家民宿も通常の民宿と同じ消防用設備等の設置を義務付け

地元の消防長又は消防署長の判断により、誘導灯等を設置しないことが可能

- ⑤ 農家民宿に関する建築基準法上の取扱いの明確化(H17)

農家が囲炉裏や茅葺き屋根のある自らの住宅を民宿として利用する場合でも、火災時の延焼を防ぐ内装を義務付け

小規模で避難上支障がなければ、新たな内装制限は適用しないことを明確化

- ⑥ 余暇法の農林漁業体験民宿業者の登録の対象範囲の拡大(H17、H30)

登録の対象である農林漁業体験民宿業者の範囲を農林漁業者又はその組織する団体に限定

登録対象を「農林漁業者又はその組織する団体」以外の者が運営するものにも拡大(H17)

住宅宿泊事業法の施行に伴い、旅館業の許可だけでなく、住宅宿泊事業法の届出により、余暇法の農林漁業体験民宿業者の登録を受けることが可能(H30)

- ⑦ 農地所有適格法人の業務として農地法施行規則に民宿経営等を追加(H17)

民宿経営は農地所有適格法人の行う農業関連事業の範囲外

農地所有適格法人の行う事業に農作業体験施設の設置・運営や民宿経営を追加

2. 構造改革特区における規制緩和

- 農家民宿等による濁酒の製造事業の特区(どぶろく特区)(H15～)

製造量が6klに達しない場合、雑酒(濁酒)の製造免許を受けることができない。

農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合、最低製造数量(6kl)を適用しない。

3. 都道府県段階における規制緩和

- 農家民宿に関する食品衛生法上の取扱いに関する条例改正等を要請(H17)
＜厚生省、農水省 → 都道府県等へ要請通知＞

農家民宿において飲食物を提供する場合には、飲食店営業の許可が必要であるが、その際、都道府県等が条例で定める通常の飲食店営業と同じ許可基準を適用(営業専用の調理施設必要等)

既存の家屋で農家民宿を行う場合には、一回に提供する食事数や講習会の受講等により施設基準の緩和が可能であることから、都道府県等に対し条例の改正の検討や弾力的な運用について要請(家族兼用の調理場を認める等)

- 農林漁業体験時の食品衛生法の規制緩和の明確化(H22)

＜厚生省 → 都道府県等へ要請通知＞

農林漁業体験時に提供される食事が全て自炊の場合や農林漁業者等との共同調理の場合には、食品衛生法に基づく営業許可が不要であることを明確化。